

令和2年10月30日

第 1 1 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和2年10月30日（金） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 751～754号室

付議事項

- 議案第 51 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 52 号 農地法第5条の規定による許可の取消願について
- 議案第 53 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 54 号 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について
- 議案第 55 号 非農地証明申請について
- 議案第 56 号 農用地利用集積計画（案）について

報告事項

- 第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

出席委員

1 番 柏木 健二	2 番 田中 慎二	3 番 谷 新子	4 番 宮脇 和幸
5 番 横段 登	6 番 高本 光之	8 番 水場 光輝	9 番 今井 満
10 番 亀山 博司	11 番 秋光 貴志	12 番 大道 正孝	13 番 長迫 秀
14 番 新田 隆次	15 番 灰原 松二	16 番 棕開地 省二	17 番 本末 満
18 番 石田 尚則	19 番 北村 正次		

欠席委員

7 番 立花 達也

事務局

住谷事務局長 川本事務局次長 須賀課長補佐 庭月野主査 小池主任 山崎主事

(午後2時)

議長(北村) : 出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和2年第11回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、8番 水場委員、9番 今井委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、7番 立花委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取り扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長 : 事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局 : 配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配布として、議案書、資料1「農用地利用集積計画(案)」、「総会終了後の農林担当課との情報交換会の資料」を送付しています。また、本日配布した資料は、「JA呉だより第73号」、「JA広島ゆたか第158号」、「全国農業図書普及推進図書のカタログ」、11月4日開催の研修会参加者のみ、研修当日の注意事項の事務連絡です。ありますでしょうか。

議長 : はい。

議長 : それでは付議事項に入ります。議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 : 1番の申請地は、苗代町字長通〇〇〇番、地目は田、面積は427㎡で、農地区分は第2種農地です。申請の事由につきましては、使用貸人は高齢で労力不足により耕作困難なため、使用借人の要望により貸し付けるもので、使用借人は、申請地を借り受け、経営規模を拡大するものです。営農計画は、野菜を作付けするものです。経営面積は、150アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議長 : 調査委員の方から、補足説明をお願いします。

秋光委員 : 11番 秋光です。申請地は、草を刈っており、すぐに耕作できる状態ですので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 : それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長 : なし。

議長 : ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長 : 異議なし。

議長 : それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、下蒲刈町下島字土谷〇〇〇〇番〇ほか3筆、地目は畑、面積は合計で5,935㎡の農振農用区域内の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により所有権を移転するもので、譲受人は、自作地に隣接する申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。営農計画につきましては、果樹を作付けする予定です。経営面積につきましては、自作地だけで約22アールありますので、下限面積10アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

本 末 委 員：17番 本末です。申請地は、きれいに管理されており、いいレモン畑になると思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第52号「農地法第5条の規定による許可の取消願について」と、議案第53号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番は関連する事案ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案第52号については、令和2年10月9日付けで、農地法第5条の規定による許可の取消願の提出がありましたので、審議を求めるものです。これは、平成30年9月に開催された農業委員会総会において審議され、令和元年6月26日付け農委指令第28号で許可した案件ですが、当初の計画から分筆が必要なことが分かり、費用が大幅に増えるため、取消願が提出されたものです。議案第53号1番は、分筆後に申請するもので、申請地は、苗代町字松ノ本〇〇〇番〇、地目は田、面積は651㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電設備として利用するため、所有権を移転するものです。規模等は、太陽光パネル132枚、発電容量33kwを設置する計画です。関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画認定済で、中国電力との電力供給契約については、経済産業省の認定書の写しの提出、確認受理をもって電力供給契約が成立する予定です。その他の都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

宮 脇 委 員：4番 宮脇です。申請地は、現在は休耕地で、排水計画もきちんとしており、やむを得

ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、議案第52号について許可を取り消すとともに、議案第53号の1番は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、議案第52号は許可を取消し、議案第53号の1番は許可と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、苗代町字戸石〇〇〇番〇ほか5筆、地目は田、面積は合計で2,216㎡の第2種農地です。転用の目的は、車両置場及び資材置場として利用するため、所有権を移転するものです。規模等は、車両5台、土800㎡、パイプ30本を置く計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

宮 脇 委 員：4番 宮脇です。申請地は、現在は休耕地で、排水は水路に流すということです。面積が広くて、少し残念ですが、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、東惣付町〇〇〇番〇、地目は田、面積は237㎡の第2種農地です。転用の目的は、一般住宅及び駐車場として利用するため、使用貸借による権利を設定するものです。規模等は、住宅1棟及び駐車場2区画を整備する計画です。関係法令については、都市計画法による建築許可が必要となり、担当部局に申請済みで、担当者より許可見込みと連絡を受けています。宅地造成等規制法による許可は不要です。本件については、都市計画法による建築許可にあわせ許可することとしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

宮 脇 委 員：4番 宮脇です。父親から申請地を借りて、家を建てるということで、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、都市計画法の建築許可に合わせ許可すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、建築許可に合わせ許可すると決定します。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、郷原町字惣上〇〇〇〇番〇ほか8筆、地目は田及び畑、面積は合計で971.31㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場及び庭として利用するため、所有権を移転するものです。規模等は、隣接地を併用し、駐車場5区画及び隣接宅地の庭敷として利用する計画です。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に駐車場及び庭として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

秋 光 委 員：11番 秋光です。申請地は、現状のまま利用するというので、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、音戸町畑2丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は1,342㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電設備設置用地として使用するため、所有権を移転するものです。規模等は、発電容量49.5kWで、パネル324枚を設置する計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可、及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には指定されておられません。再生可能エネルギー発電事業計画

については認定済みで、中国電力との電力受給契約についても、協議済みです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水場委員：8番 水場です。申請地は、日当たりがよく、排水計画もきちんとしており、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：6番について事務局の説明をお願いします。

事務局：6番の申請地は、蒲刈町田戸字東谷〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は196㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場用地として利用するため、所有権を移転するものです。規模等につきましては、譲受人は、蒲刈にも住宅を保有していますが、駐車場がありません。申請地はその住宅近くにあり、非常に便利なため、駐車場4区画分を整備する計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

石田委員：18番 石田です。申請地は、住宅地の中にあり、駐車場として利用するというところで、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：つぎに、議案第54号「農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：本件の川尻町縄操〇〇〇〇番ほか1筆、地目は畑、合計面積1,075㎡の農地については、太陽光発電設備用地に転用する内容で、令和元年7月31日付けで、農地法第5条の規定による許可を行っています。この許可にあたっては、許可日から1年以内に工事を終了すること、また終了しない場合は農業委員会会長の承認を受けることを条件としてい

ます。土地のあら造成と草刈りはしたとの報告がありましたが、新型コロナの影響により、資材の輸入遅延と2月以降からの感染症拡大を考慮し、複数人の出入りがある工事を縮小していたことから、期間内に完了しないことが明らかとなった。このため、工事期間を1年間延長したい旨の承認申請が出されたものです。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は議案のとおり承認と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおり承認と決定します。

議 長：つぎに、議案第55号「非農地証明申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、蒲刈町向字細尾〇〇〇番ほか1筆、地目は畑、現況は山林、面積は合計で710㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、昭和58年頃、耕作を放棄したため、かい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

本 末 委 員：17番 本末です。申請地は、採石場の上の山林になっているところで、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：議案第56号「農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：それでは、議案第56号についてご説明いたします。農家等から農業経営基盤強化促進事業による利用権を農用地に設定し、貸し借り等を実施したいとの申出があり、その内容を調査し、結果をまとめたものが、資料1農用地利用集積計画（案）です。この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定

を経て定めなければならないものとなっております。内容についてご説明いたしますので、資料1の1ページをご覧ください。1-1は、利用権の設定について新規の申出の一覧表です。利用権を新規に設定する農用地は、倉橋町字塩野田〇〇〇〇〇番〇ほか6筆で合計面積は、10,619.84㎡です。設定する権利内容は、使用貸借による権利又は賃貸借の設定です。その他、貸し借りの期間及び利用目的等につきましては、それぞれ資料のとおりとなっております。1-2は、利用権を再設定する農地の申出ですが、再設定する農地はございません。次に2ページをご覧ください。利用権を設定する場合の貸す方及び借りる方との間において、交わされる具体的な契約内容や取り決めに記載した共通事項です。3ページをお願いします。利用権の設定を受けて農地を借りる方の現在の経営面積及び家族構成と農業従事者の人数等が記載されております。資料1の説明につきましては以上です。なお、本日の総会で決定しましたら、農業経営基盤強化促進法第19条の規定により、公告することになっております。ご審議のほどよろしく願いたします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は事務局の説明のとおりと決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおり決定します。

議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の9ページから11ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この1か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、9ページの農地法第4条の規定による届出が1件、10ページから11ページの農地法第5条の規定による届出が4件、計5件ございましたので、ご報告いたします。

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議 長：私から質問ですが、3ページの議案第53号2番で、田んぼを資材置場に転用して、元々あった水路が埋まり、排水に支障を来すことはありませんか。

宮 脇 委 員：排水は、県道の側溝に流すとのことですが。

本 末 委 員：高収益作物次期作支援交付金の変更で、すでに資材等を買っている農業者もいるなかで、交付金の減額やもらえなくなる可能性もあり、国に不信感を持っている農業者が多くいる。我々は、農地委員会ではなく農業委員会なので、農業者の気持ちになって動いていくことが重要である。

亀山委員：7ページの非農地証明について、申請人の持分は2分の1だが、残りの持分2分の1の人の同意はいらぬのか。

事務局：非農地証明は、表題部の地目変更であり、相続人の一人からの申請を受け付けております。

議長：ほかに、ご意見、ご質問はありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、次回の日程を申し上げます。

次回、令和2年第12回総会は、11月30日 月曜日 午後2時から
場所は、呉市役所 7階 751から754号室です。

議長：以上で令和2年第11回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後2時35分)

以上は、令和2年第11回呉市農業委員会総会の内容に相違ないことを証明する。

令和 2 年 月 日

呉市農業委員会 会長

.....

呉市農業委員会 委員

.....

呉市農業委員会 委員

.....